議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、 議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、10月20日に的板徳市推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字小瀬戸字小瀬戸地内にございます。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地農地は、8,507m2です。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではお茶、ナス、ネギ等の露地野菜を作付けするとのことです。

また、通作については自宅から徒歩数分ところにあるため特段の問題 はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字小瀬戸にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大 をしたく申請するものでございます。

また、今回の申請において譲受人の作付け予定作物はお茶のほか、ナス・

ネギ等の露地野菜を予定しております。

所有農地8、507m²については、適正に管理されております。

通作に関してですが、自宅から徒歩数分のところにありますので、容易に できると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年10月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、茶刈機1台、トラクター1台、耕うん機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました的板徳市推進委員から、何か意見 等預かっていますか。

7番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

9番

申請地隣接地の登記簿地目を教えてください。

事務局

申請地の間に挟まれている土地は雑種地となっております。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願い

ます。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

議長

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての 整理番号3-2について審議を行います。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2と議案第2号農地法第5条の規定による整理番号5-1については、関連する事項がございますので、合わせて議案第2号農地法5条による規定による許可申請について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号 3-2、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5 -1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、10月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字岩渕字前ケ貫地内にございます。

農地の現状は、保全管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地についてはございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では キュウリ、ナス、ピーマン、ジャガイモ、ほうれん草などの露地野菜を作 付けするとのことです。

また、通作については居住予定地に隣接しているため特段の問題はな いと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当で あると思います。

説明は以上です。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、10月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現 地調査しましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字岩渕字前ケ貫地内にございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、南側の隣接農地は申請人が所有権移転する予 定の農地なので特段の問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えており ます。

説明は以上です。

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2につ いて補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、大久保博司委員の説明のとおりです。

譲受人は、現在、入間市の賃貸アパートに居住している会社員です。農 作業の経験はほとんどありませんが、農のある暮らし飯能住まい制度を利 用し申請農地の隣接地に住宅を新築し、妻と2人で家庭菜園を行うものと して申請するものでございます。

譲受人からは、今回、キュウリ、ナス、ピーマン、ジャガイモ、ほうれ ん草などの露地野菜の作付け計画が提出されています。

なお、所有農地はございません。

通作に関してですが、当該申請農地は居住予定地に隣接しておりますの で、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和3年10月5日、同日農業委員会受付となっていま す。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈機1台を所有して おります。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については大久保博司委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、入間市内の賃貸アパートに妻と2名で生活をしております。

申請人は以前より、自然豊かで家庭菜園などもできる広さがある土地を 条件として近隣市町村を選定範囲として探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用し農地法第3条の申請と併せて申請するものです。

当該申請地は申請人がかねてより希望していた家庭菜園ができる農地の付いた土地であり、また、入間市にある職場まで比較的近く、通勤にも便利であることから今回、土地の購入を決めたということです。

飯能住まい制度としては、46件目の認定となります。累計は農地利用型での認定となります。

申請年月日は、令和3年10月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の 見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同 時にされており、特段の問題はないと考えます。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないこと はないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、大久保博司推進委員の説明のとおりです。 同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意 見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

4番

申請地東側の農地の管理状況はいかがでしょうか。

事務局

保全管理されております。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員举手】

議長

全員賛成・賛成多数でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、 審議をいたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、10月18日に大野忠司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字赤沢字茶内地内にございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、西側に隣接農地が1筆ございますが、今回申請地に建築されるのは平屋建て住宅ですので特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、市内大字赤沢地内の築約100年の住宅に夫と2名で生活をしております。

申請人は高齢で2階部分に上がることも出来ない状況となっており、リフォームを行うことを以前、大工さんに相談したところ、自宅の構造的に改修工事は建物自体の強度を低下させ危険であるので手を加えないほうが良いと言われたことからリフォームができない状況であります。また、建替えに

ついては、既存住宅の所有権者である夫と意見の合意が得られず、日々体調が悪化する中、申請人本人のみで居住する住宅を建築することにしました。

当該申請地の傍には、身の回りの世話を見てくれる娘が居住していることから、申請人が健康状態を崩さず安心して生活できる場所は当該申請地以外にはないということで今回、申請をするものです。

申請年月日は、令和3年10月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費、建築費に対し、すべて自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の 見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

同行して調査していただきました大野忠司推進委員から、何か意見等預 かっていますか。

同様の意見をいただいております。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地 調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規 定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ござ いますか。

貸渡人と借受人の住所が同じですが。

議長

6番

議長

9番

事務局 貸渡人と借受人は、夫婦でございます。 その他、ご意見、ご質問ございますか。 議長 【なしの声あり】 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整 議長 理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願いま す。 【全員挙手】 議長 書を付して県に進達いたします。

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私 ですので、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいた します。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3につい て、10月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しま したので、その状況を報告します。

申請地は大字岩渕字前ケ貫地内にある畑2筆493㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されておりました。

したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。

事務局から補足説明をお願いいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3につ いて補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、川越市内の賃貸アパートに妻と2名で生活をしておりま

申請人は以前より、自然が豊かな場所で家庭菜園などをしながら生活した

10番

議長

事務局

いと考え、川越市周辺で土地を探していましたが、条件に合う土地が見つかりませんでした。住宅建築にあたり検討していた際、飯能住まいの制度があることを知り、申請するものです。

通勤に関しては、職場は桶川市であるため特に支障はなく、また、住環境に関しては、申請地の近くに小川も流れ山を望むこともでき、家庭菜園を行うに十分な広さがあるなど理想にかなう土地であるとのことです。

飯能住まい制度としては、47件目の認定となります。累計は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年10月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費、建築費、諸経費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の 見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同 時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

同行して調査しましたが、大久保博司委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調 査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定に よる許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見 書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画(案)について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は主に多品目の固定種などの露地野菜を作付けしております。 販路としては、主に個人宅への販売や市内のお店、飲食店への卸しなどです。

整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。

明日の農業担い手育成塾の研修圃場として利用権設定をする法人です。

今回は令和3年4月から2年間の期間において研修している方の、追加 圃場として、農地である申請地を貸し付け農業研修を実施します。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。 説明は以上です。

議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及 び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認 していただき、質問等あればお願いいたします。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたし ましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏﨑光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和3年10月飯能市農業委員会総会を閉会します。